

九州大学大学院芸術工学府における博士論文審査基準

1. 博士論文提出の基準

学位請求者が第一著者である査読を受けた論文が1編以上あること。ただし、該当論文は、しかるべき学術雑誌等（学術著書を含む。）に掲載ないしは採録決定されてなければならない。なお、学術著書は印刷されていなければならない。

芸術表現、デザイン実践及びデザイン計画等を主とする研究分野については、論文を作品に代えることができる。ただし、該当作品は、審査を受けた作品等とし、しかるべき公開の場で展示または公演・記録されたものでなければならない。なお、共同制作者がいる参考作品は、学位請求者が第一制作者でなければならない。また、第一制作者であることは、しかるべき公開の場で明示されていなければならない。

2. 学位論文審査体制

博士後期課程の研究指導担当の教員等3人以上（主査及び副査2人以上）で構成する。

外部審査委員として、指導教員と異なる部門に所属する本学府を担当する教員、他学府の教員、他の大学院又は研究所等の教員等（博士後期課程の研究指導担当の教員相当）を1名以上加えるものとする。

3. 学位授与までのプロセス

【学務専門委員会】学務専門委員会において予備審査委員の決定を審議する。

↓（3週間程度）

【予備審査会】予備審査委員の決定後、主査が予備審査を開催する。

【予備審査結果報告】主査が定められた提出書類を事務に提出する。

↓（1週間程度）

【学務専門委員会】学務専門委員会において論文受理及び論文調査委員の決定を審議する。

↓（2ヶ月程度）

【論文公聴会】論文調査委員の決定後、主査が公聴会を開催する。その際に、論文調査と最終試験を行う。

【審査結果報告】主査が定められた提出書類を事務に提出する。

↓（1週間程度）

【学府代議員会】学府代議員会において学位授与の可否決定を行う。